

第11章 林野庁

第1節 林業生産基盤の整備

1 造 林

(1) 造林関係事業

ア 予算の概要等

昭和62年7月森林資源に関する基本計画が改定（閣議決定）され、従来の拡大造林に重点を置いた造林施策を見直し、単層林の適正な整備に加え、複層林や育成天然林の積極的な整備を推進する方向が打ち出された。造林補助事業においても、この基本計画の改定に即した抜本的な再編・整備を既に行い、62年度から新たな制度のもとで事業に着手しているところである。9年度には、「造林事業」・「林道事業」を森林整備の目的に応じて、森林の公益的な機能の発揮や安定的な林業経営のための基盤となる森林資源や路網の整備を実施する「森林保全整備事業」と保健・文化・教育的な森林の利用や生活環境の整備等を実施する「森林環境整備事業」に再編するとともに、それぞれの事業において森林資源の整備と路網の整備を一体的に行う事業を創設したところである。11年度の国庫補助予算是表1に示すとおりであり、総額604億7500万円となっている。

イ 一般造林事業

(ア) 育成单層林整備

a 人工造林

人工造林とは森林の造成を目的として、苗木の植栽又は種子の播付け及びこれらに伴う作業を行うもので、11年度補助実績は2,679haとなっている。

b 保育

保育とは林木の健全な成長の促進を目的として、下刈、雪起こし、倒木起こし、除・間伐等を行うもので、11年度補助実績は16,006haとなっている。

(イ) 育成複層林整備

育成複層林の造成を目的として受光伐、枝払い、樹下植栽等、保育、育成複層林作業路の開設などを行うもので、11年度補助実績は4,514haとなっている。

(ウ) 不発弾等事前探査

沖縄県の本島中南部地域を主体として、不発弾等の有無を確認するための磁気探査等を行う事業で、11年度補助実績は18haとなっている。

ウ 流域森林総合整備事業

この事業は、民有林の構造的特質である所有の零細性及び分散性を克服するため、計画的、組織的な実施方法に基づき、流域を基本単位として森林資源の一層の質的高さ化を図る総合的な森林整備を行うことによって、林業生産基盤の整備、林業従事者の雇用の安定及び森林の有する公益的機能の高度発揮に資する事業である。

(ア) 育成单層林整備

a 人工造林

作業内容は一般造林事業と同じである。（以下のb、(イ)についても同様。）11年度補助実績は10,660haとなっている。

b 保育

11年度補助実績は219,899haとなっている。

(イ) 育成複層林整備

11年度補助実績は24,721haとなっている。

エ 特定保安林整備緊急造林事業

この事業は、保安林整備臨時措置法第8条の規定により指定された特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保するため、特定保安林緊急整備計画に基づき当該特定保安林の早急な整備を行う事業である。11年度補助実績は人工造林26ha、改良370ha、保育1,508haとなっている。

オ 公的分収林整備推進事業

この事業は、公益的機能の維持増進を図るために適切な森林整備を求められている森林について、分収方式による適切な森林整備を推進する事業である。11年度補助実績は47,668haとなっている。

カ 無立木地等森林緊急造成事業

この事業は、二酸化炭素の吸収源・炭素の貯蔵庫としての機能等森林の機能の発揮を図るため、現に森林状態でない箇所等を対象として緊急かつ計画的に森林造成等を行う事業で、11年度に創設された。11年度の補助実績は531haとなっている。

キ 広葉樹林整備特別対策事業

この事業は、針葉樹人工林が多い地域又は広葉樹天然林の改良等が必要な地域において、広葉樹資源の充実と公益的機能の高度発揮を図るために、多様な森林資源を持つ広葉樹林等の造成・整備を行う事業である。11年度補助実績は5,245haとなっている。

ク 野生鳥獣共存の森整備事業

この事業は、森林に被害を与える野生鳥獣の生息地域において、森林の機能発揮と野生鳥獣の共存をめざした多様な森林を整備するため、広葉樹林等の造成や林床環境の改善、森林の機能保全のための施設整備等を行う事業である。11年度は10地域で実施された。

ケ 特殊林地改良事業

この事業は、林木の成長が不良な土地の土壤条件等を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として、土壤改良木を含む苗木の植栽、種子の播付け、施肥、特殊地ごしらえその他これらに準ずる作業を行う事業である。11年度補助実績は45haとな

表1 11年度民有林造林関係事業予算

(単位: ha, 地域, 百万円)

| | 事業量 | 国費 |
|----------------|---------|--------|
| 一般造林事業 | 4,483 | 869 |
| 育成单層林整備 | 3,901 | 798 |
| 育成複層林整備 | 570 | 56 |
| 不發弾等事前探査 | 12 | 15 |
| 地域森林整備事業 | 41,734 | |
| 流域森林総合整備事業 | 188,979 | 29,595 |
| 育成单層林整備 | 156,946 | 21,905 |
| 育成複層林整備 | 32,033 | 5,683 |
| 高密度作業路整備 | 23地域 | 1,575 |
| 防災対策森林整備 | 10地域 | 57 |
| 環境林整備 | 3地域 | 34 |
| 修景林整備 | 55地域 | 318 |
| 広域水源地域森林整備 | 40地域 | 23 |
| 特定保安林整備緊急造林事業 | 584 | 136 |
| 公的分収林整備推進事業 | 36,206 | 6,838 |
| 無立木地等森林緊急造成事業 | 4,325 | 2,139 |
| 広葉樹林整備特別対策事業 | 10,969 | 2,626 |
| 野生鳥獣共存の森整備事業 | 10地域 | 400 |
| 特定森林改良事業 | 3,605 | |
| 特殊林地改良事業 | 339 | 482 |
| 保全松林緊急保護整備事業 | 174,840 | 3,123 |
| 特定森林機能高度化事業 | 10,228 | |
| 水土保全森林緊急間伐実施事業 | 40,600 | 9,771 |
| 森林資源高度化モデル事業 | 14地域 | 457 |
| 森林保全整備事業調査費 | | 69 |
| 合 計 | | 56,505 |
| 環境保全森林整備事業 | | 3,958 |
| 森林空間総合整備事業 | 78地域 | 2,702 |
| 居住地森林環境整備事業 | 40地域 | 1,256 |
| 森林環境整備事業調査費 | | 12 |
| 合 計 | | 3,970 |
| 總 計 | | 60,475 |

(注) 補正予備を含む。

っている。

コ 保全松林緊急保護整備事業

この事業は、公益的機能が高い健全な松林の整備又は樹種転換を行う事業である。11年度補助実績は60,346haとなっている。

サ 水土保全森林緊急間伐実施事業

この事業は、公益的機能を高度に発揮させる必要のある森林が一定規模以上集団的に存在する市町村において、市町村の主導の下に、非公共事業による林業機械作業システムの整備と併せて、間伐の実施及び林道の整備を集中的に行う事業である。11年度補助実績は52,393haとなっている。

シ 森林資源高度化モデル事業

この事業は、資源の高度化に向けた森林施業をモデル的に推進するため、多様な森林整備と路網整備を一体的に行う事業である。11年度は14地域で実施された。

ス 森林空間総合整備事業

この事業は、森林の多面的機能の高度発揮に対する国民要請を踏まえ、森林環境教育、健康づくり等新たな森林利用に対応した多様な森林等の整備を効率的に推進する事業である。11年度は78地域で実施された。

セ 居住地森林環境整備事業

この事業は、良好な生活環境を確保するため、都市等における居住地周辺の森林又は沖縄県内の荒廃した森林等が所在する地域において、防災、景観、森林とのふれあい等に配慮して、路側樹林帯の整備等居住環境としての森林の整備等を実施する事業である。11年度は40地域で実施された。

(2) 森林災害復旧事業

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律及び政令に基づき激甚災害として指定され、農林水産大臣が告示する市町村内の被害森林（人工林）に対して、二次災害の防止、森林のもつ公益的機能の早期かつ的確な復旧を図る観点から、被害木等の伐倒・搬出、被害木等の伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引き起こし及び作業路の開設を行うものである。

(3) 林木育種事業

林木育種事業は、森林の遺伝的素質を改善し、もって林業の生産性の向上及び森林のもつ公益的機能の高度発揮を図るために、林木の成長量の増大、材質の改良、各種被害に対する抵抗性の向上その他の林木が有する諸特性の向上を図ることを目的として推進している。

林木育種事業推進の中核組織である林木育種センターは、平成11年度、6億9,722万円の経費をもって、育種素材の育成管理、原種等の増殖配布、検定林等の調

査管理、花粉の少ないスギ品種育成プロジェクト、林木におけるDNA技術実用化プロジェクト、優良形質木育種推進プロジェクト、育種集団林造成プロジェクト、CO₂固定促進育種事業化プロジェクト等の諸技術の開発、地域病虫害抵抗性育種事業、農林水産省ジーンバンク事業及び海外林木育種技術協力推進事業等を実施した。

平成11年度の委託費は、1,182万8千円であり、雄花着花性に関する調査を実施した。

平成11年度の都道府県に対する補助金額は、6,194万5千円であり、事業実施状況は次のとおりである。

ア 精英樹等次代検定事業

気象害抵抗性等苗木の遺伝的特性及び環境適応性を把握するため、153箇所の成績調査及び25箇所の材質調査を実施した。

イ 多様な優良品種育成推進事業

地域の森林に対するニーズに適した森林整備、林業の経営目的に適合した多様な品種の育成を推進するため、交雑育種推進事業を3県で行うとともに優良広葉樹育種推進事業を13県で実施した。

ウ 東北地方等マツノザイセンチュウ抵抗性育種事業

東北地方等において、マツノザイセンチュウに対する抵抗性品種の育成を図るため、4,180本の接種検定を実施した。

エ 育種母樹林整備事業

林木育種の効果をさらに高め、遺伝的素質のより優れた育種苗を早期に実用造林に供し、もって林木の生産性の向上及び森林のもつ公益的機能の高度発揮を図るために、次代検定林調査データ等の解析結果に基づいて152haの採種園・採穂園の改良を実施した。

(4) 種苗生産事業

健全で優れた森林造成を計画的に推進するためには優良な種苗を計画的かつ安定的に確保することが重要である。

このため、次の事業を実施した。

ア 採取源整備運営事業

(ア) 普通母樹林等整備運営事業

造林事業の円滑な推進を図るためにには、優良な種苗を安定的に供給することが極めて重要であることから、林業種苗法に規定する指定採取源である普通母樹林の巡視・指導・結実状況調査を行う。

また、採種園で採取した種子に発芽率の大幅な低下が見られ、これはカメムシが採種木の球果に加害することが原因であり、発芽率の高い優良な種子を確保し優良苗木の生産に資するため、球果へ袋掛けする袋掛

け防除を行う。

一方、優良種子は、形質の良好な母樹から採取することが必要であり、このため粗悪品を排除（種子採取は、事業期間が短いこと、採取、調整に技術を要する。）する必要から種子採取を行う。

さらに、種子の計画的生産のため、育種母樹林の着果結実を促進する、ジベレリン処理を行う事業である。11年度は補助金額5,365万3千円で実施した。

(イ) 広葉樹母樹林整備運営事業

森林の多面的機能の発揮の観点から、多様な森林整備の推進が要請されており、森林造成の基礎資材である優良種苗についても、これら的情勢に対応した供給体制の整備を図る必要がある。

このため、これまでの針葉樹に加えて、広葉樹の優良種苗を、円滑かつ安定的に生産・供給するための採取源の適切な整備・運営を推進することとし、広葉樹母樹林の巡視・指導・結実状況調査を行うとともに、広葉樹の優良な林分における種子採取に適した樹木について調査し、広葉樹母樹林として指定し、標柱等の設置を行う。

また、既指定広葉樹母樹林の標柱等の設置を行う事業である。12年度は補助金額122万8千円で実施した。

イ 苗木生産・流通対策等事業

林業種苗法に定められている林業用種苗の表示・証明制度を適正に実施するため、都道府県が表示監督検査、表示証明制度運営協議会の開催及び苗畠調査を行う。また、林業用種苗の安定的な生産と適正な流通を確保して、造林事業の円滑な推進を図るため、都道府県が需給実態調査及び需給調整協議会の開催等を行うとともに、環境緑化木の需要に対して的確な供給を確保するために生産の安定と円滑化を図る必要があることから、都道府県が需給の実態調査及び需給連絡協議会の開催等を行う事業である。11年度は補助金額494万6千円で実施した。

ウ 苗木生産技術向上・経営合理化推進事業

(ア) 種苗生産省力化等推進事業

多様な森林整備に対応した多種多様な種苗の安定的、効率的生産体制を確立するため、苗木生産の省力化の推進、後継者の育成を行う事業である。11年度は補助金額626万円で実施した。

(イ) 抵抗性マツ供給実用化モデル事業

抵抗性マツの安定的供給の確保を行う事業である。11年度は補助金額20万円で実施した。

エ 苗木生産流通安定対策事業

優良な林業用種苗の需給の安定を図るため、種苗生産団体が広域需給調整、計画生産、生産調整等の推進

及び苗木生産後継者の育成等を総合的に行う事業である。11年度は補助金額1,148万4千円で実施した。

オ 特別母樹林保存損失補償

林業種苗法に基づき指定した特別母樹林は、伐採の制限を受けており、私有林については指定を受けた森林所有者に対し、通常受けるべき損失を補償している。11年度は1,068万5千円を補償した。

2 基盤整備

(1) 林道関係事業

林道事業は林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条の規定による「森林資源に関する基本計画」及び森林法（昭和26年法律第249号）第4条の規定による「全国森林計画」に基づき、民有林の生産基盤を整備する目的で実施している。

ア 林道開設事業

(ア) 広域基幹林道

森林の多面的機能の発揮が期待される広域な森林地域を開発管理する骨格的林道である。

起点、終点は国・県道等に連結し、地域内の集落、林業団地、森林景勝地、市場等を結ぶことによって、林業労働力を有効に活用しつつ、分散している林業団体の広域化、組織化による生産性の向上及び健全な森林管理による水資源のかん養と森林レクリエーション機能の発揮のほか、併せて山村地域の振興等を目的とする林道である。

(イ) 普通林道

a 普通林道

広域基幹林道を補完して、直接林業経営に必要な林道で、森林施業の効率化等に効果を発揮するものである。

b 森林造成林道

森林の造成（間伐、複層林施業推進、特定保安林緊急整備、森林災害等復旧、特定森林施業推進）を目的とする林道である。

イ 林道改良事業

この事業は車輌の大型化、重量化等に伴い、開設当時の構造・規格では対応できなくなったり既設林道について、輸送力の向上と通行の安全確保を図るために、その局部的構造の質的向上を図るほか、自然環境の保全等、最近の社会的要請に対応するよう整備するものである。

(ア) 事業内容

a 橋りょう改良、b 局部改良、c 雪害防止、d ずい道改良、e 幅員拡張、f 法面保全、g 山火事防止、h ふれあい施設整備、i 交通安全施設、j 災害避難施設、

k 林道情報伝達施設、l 自然共生施設

ウ 高密度林道網整備事業

この事業は、国産材時代の実現に向けた低コスト林業の確立に資するため、高性能林業機械作業システムに適した林道網の整備を早急に促進するとともに、トラクタ、集材機等在来型の林業機械を用いた効率的な森林施業の実施に必要な林道網の整備を促進することを目的とした事業である。

(ア) 事業内容

a 事業実施区分

(a) 高密度林道網整備事業

高性能林業機械等の効率的な稼働に適した高密度な林道網を総合的に整備する。

(b) 林内路網機能強化事業

既設作業道等の林道への改修及び連絡線形にするための開設を一体的に進め、林道のネットワーク化を促進する。

b 事業の種類

(a) 高密度林道網整備全体計画調査

採用する高性能林業機械等の効率的な稼働等に適した地域全体の路網計画の策定

(b) 広域基幹林道整備事業

(c) 普通林道整備事業

(d) 施業林道整備事業

地形、地質に馴染んだ線形の採用等従来の林道よりも比較的安価に開設できる林道の整備

(e) 作業ポイント整備事業

高性能林業機械等による伐木造材、集運材等広範な作業に利用できる用地及び取り付け道等の整備

エ 調査事業

近く開設を予定している広域基幹林道等のうち、事業規模の大きい路線及び路線位置・線形・開設効果・工法等に特に留意する必要のある路線について事業実施に先立って調査し、経済的・合理的な路線計画を決定し、事業計画に万全を期すため、路線調査等を行っている。

また、民有林林道に関連する諸問題を解明するため、各種調査事業を実施している。

オ 農林漁業用揮発油税財源替林道整備事業

農免林道整備事業（略称）は、林業用機械が消費する揮発油の税額に相当する財源をもって、昭和41年度から峰越連絡林道の開設を、また、昭和46年度から舗装事業を実施している。

(ア) 峰越連絡林道事業

この事業は、民有林、国有林の既設林道と他の既設林道又は公道等との相互間を峰越し等により連絡し、

市場距離の短縮、林業経営の合理化、さらには農山村地域の振興を図るための林道を開設するものである。

(i) 林道舗装事業

この事業は、林道の機能向上を図り、農山村地域の環境の改善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため既設林道を舗装するものである。

カ 林業地域総合整備事業

この事業は、林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化に資するため、林道等の林業生産基盤と一体的に豊かな森林資源を活用し、都市と山村の交流の促進等を図りつつ、立ち後れた山村地域の生活環境基盤の整備を総合的に行うものである。

(ア) 事業実施区分

a 林業集落定住基盤整備事業

中山間地域において林業従事者等が定住できる健全な山村の生活環境の整備を重点的に実施する事業であり、(i) (事業内容) に掲げる事業のうち、b、c 及び必要に応じて h の事業を実施するものである。

b 林業地域環境整備事業

山村地域の過疎化、高齢化の深刻化等に対処するため、立ち後れた生活環境整備を特に重点的に実施する事業であり、(i) (事業内容) に掲げる事業のうち、b、c の事業を必須事業として実施するものである。

c 林業集落生活基盤緊急整備事業

山村地域の生活環境の改善、水源地域の水質の保全を図るために、林業集落を対象とした用排水施設の整備を重点的に実施する事業であり、(i) (事業内容) に掲げる事業のうち、b の(a)、c の(a)、(b)、(c) 及び(d) の事業を実施するものである。

d フォレストアメニティ整備事業

森林レクリエーションや教育文化活動に適した優れた森林資源を有する地域において、フォレストアメニティ（森林公園）施設の整備を重点的に実施する事業であり、(i) (事業内容) に掲げる事業のうち、b 及び d の事業を必須事業として実施するものである。

e 森林コミュニティ整備事業

森林の多目的利用が可能な地域を対象に、都市と山村の交流促進による山村の活性化を目的とした滞在施設等の基盤整備を重点的に実施する事業であり、(i) (事業内容) に掲げる事業のうち、b 及び e の事業を必須事業として実施するものである。

f 流域林業推進モデル事業

流域を単位として、林業生産基盤、大規模な流通・加工施設の集中的整備を行うとともに、周辺山村の立ち後れた生活環境の整備を実施する事業であり、(i) (事

業内容) に掲げる事業のうち、b、c 及び必要に応じて a、e の(a) の事業を実施するものである。

g ファミリー・フォレスト整備事業

都市住民（家族等）が契約によって森林づくりを行う地域において、その基盤となる林道や交流促進施設等の整備を行う事業で、(i) (事業内容) に掲げる事業のうち、b 及び f の事業を必須事業として実施するものである。

(イ) 事業内容

a 林業地域総合整備事業全体計画調査

本事業の円滑な推進に資するための全体計画調査

b 生産環境基盤整備事業

(a) 林道整備事業

林業の生産性を高め、林業経営の近代化、合理化を図るために必要な林道を整備する事業

(b) 林業施設用地整備事業

合理的な林業経営の実施に必要な林業用施設の用地を整備する事業

(c) 作業ポイント整備事業

国道、都道府県道、市町村道及び林道について、高性能林業機械等による効率的な林業生産活動に資するための林業生産基盤を整備する事業

c 生活環境基盤整備事業

(a) 集落林道整備事業

林道を補完し、林業生産活動に供するとともに併せて山村の生活環境の改善に資する集落林道を整備する事業

(b) 恵用水施設整備事業

林業経営及び集落の用水に必要な施設を整備する事業

(c) 林業集落排水事業

林業経営及び集落のし尿及び雑排水を集合して処理するために必要な施設を整備する事業

(d) 排水施設整備事業

林業経営及び集落の排水に必要な施設の整備を実施する事業

(e) 用地整備事業

平地の乏しい山村の特性にかんがみ、地域林業の発展、山村の生活環境の改善及び活性化に必要な公共的な施設の用地を整備する事業

(f) 融雪施設整備事業

積雪地域における林道及び集落林道の冬期の通行の確保を図るために必要な施設を整備する事業

(g) 林業集落内健康増進広場整備事業

林業集落において林業者等の労働環境整備を目的とした健康増進のための広場を整備する事業

- (h) 林業集落内防災安全施設整備事業
林業集落の防災安全のための施設を整備する事業
- d 交流促進施設整備事業
- (a) アクセス林道整備事業
林道を補完し、森林やフォレストアメニティ（森林公園）施設へのアクセスのための林道を整備する事業
- (b) フォレストアメニティ（森林公園）施設整備事業
フォレストアメニティ（森林公園）内に必要な各種施設を整備する事業
- (c) 森林利用施設等用排水施設整備事業
森林利用施設及び併せて利用可能な周辺集落を対象とした用水又は排水に必要な施設を整備する事業
- (d) 林道沿線修景施設整備事業
フォレストアメニティ（森林公園）内及びその周辺の林道沿線並びに林道の路側・法面に修景施設を整備する事業
- e 滞在施設整備事業
(a) 滞在施設基盤整備事業
公営の宿泊施設や山村留学施設等の滞在施設に係る用地及び用排水施設等を整備する事業
- (b) 森林コミュニティ環境整備事業
滞在施設周辺の生活環境の整備を図るために花木の植栽、広場、遊歩道、駐車場等を整備する事業
- f ふれあい環境基盤整備事業
(a) ふれあい林道整備事業
森林づくりの効率的な実施を目的とする比較的安価に開設できる林道を整備する事業
- (b) 森林づくり施設整備事業

森林づくりのための施設を整備する事業

g 森林整備事業

山村の生活環境の一層の整備を進めるため、集落周辺の森林の整備（森林整備、作業路等）及び修景林整備を実施する事業

h 特認事業

林野庁官が特に認めた事業

(2) 林道施設災害復旧事業

災害による既設林道の機能の停止は、林産物の搬出及び民生安定に大きな影響を及ぼすため、被災した林道は、できるだけ早急に復旧することとしている。平成11年度末現在の復旧進度は、9年災は100%完了、10年災は98%、11年災は91%であって、これに要した国費は表3のとおりである。

なお、11年の被害額は371億8,483万円で、その内訳

表3 11年度林道施設年災別災害復旧事業内訳

| 区分 | 全体国費 (改国費) | 11年度まで 国費累計 | |
|------|---------------|----------------|------------|
| | | 11年度国費 | 国費累計 |
| 9年災 | 21,967,719 | 769,451 | 21,967,719 |
| 10年災 | 29,266,552 | 4,359,245 | 28,697,925 |
| 11年災 | 23,630,540 | 21,535,767 | 21,535,767 |

表4 11年災内訳

| 主な災害名 | | | | (単位：千円) | |
|--------|--------|--|--|------------|--|
| 箇所数 | 被災額 | | | | |
| 融雪災 | 124 | | | 482,656 | |
| 豪雨災 | 3,510 | | | 10,136,829 | |
| 梅雨災 | 5,917 | | | 13,157,052 | |
| 台風災 | 4,700 | | | 12,884,245 | |
| その他の災害 | 40 | | | 524,045 | |
| 合計 | 14,291 | | | 37,184,827 | |

表2 平成11年度民有林林道事業予算（当初）

| 区分 | 延長 km | 事業費 千円 | 国費 千円 | |
|----|------------|---------|-------------|------------|
| | | | （20地区） | （264km） |
| 森 | 林道開設事業 | 717 | 91,580,507 | 46,132,086 |
| 林 | 広域基幹林道 | 356 | 54,842,838 | 27,782,000 |
| 保 | 普通林道 | 361 | 36,737,669 | 18,350,086 |
| 全 | 林道改良事業 | | 2,483,333 | 1,165,000 |
| | 高密度林道網整備事業 | (20地区) | 3,182,658 | 1,580,000 |
| | 調査事業 | | 62,914 | 62,914 |
| | 後進地域補助率差額 | | | 3,280,000 |
| | 小計 | (20地区) | 97,309,412 | 52,220,000 |
| 農 | 農免事業 | (264km) | 8,296,636 | 3,755,000 |
| 免 | 峰越連絡林道 | | 609,636 | 306,000 |
| 林 | 林道舗装 | (264km) | 7,687,000 | 3,449,000 |
| 道 | 後進地域補助率差額 | | | 90,000 |
| | 小計 | (264km) | 8,296,636 | 3,845,000 |
| 森 | 林業地域総合整備事業 | (221地区) | 39,492,644 | 21,014,684 |
| 林 | 調査事業 | | 9,316 | 9,316 |
| 環 | 後進地域補助率差額 | | | 168,000 |
| | 小計 | (221地区) | 39,501,960 | 21,192,000 |
| | 合計 | | 145,108,008 | 77,257,000 |

(注) 農免林道の延長欄の()は舗装延長。

は表4のとおりである。

(3) 間伐対策

平成10年度から「水土保全森林緊急間伐対策」を創設し、公共事業と非公共事業の組合せにより重点的な間伐を実施するとともに、間伐等森林整備に必要な路網の整備等関連事業との連携を図って総合的な間伐対策を実施している。

ア 水土保全森林緊急間伐実施事業

公益的機能を高度に発揮させる必要のある森林が一定規模以上存在する市町村において、間伐及び林道の整備を重点的に実施している。

イ 水土保全森林緊急間伐対策事業

公共事業における間伐の重点実施と併せて、集団的な間伐を実施するために必要な、高能率の林業機械の導入及び基幹作業道の整備を実施している。

ウ 間伐等森林整備促進緊急条件整備事業

市町村森林整備計画に従った間伐等森林整備を促進するため、これに必要な林道の開設、改良、舗装、作業道の整備を平成10年度から実施している。

表5 11年度間伐関連主要予算

| | (千円) |
|-------------------|------------|
| 水土保全森林緊急間伐実施事業 | 10,056,235 |
| 水土保全森林緊急間伐対策事業 | 1,428,584 |
| 間伐等森林整備促進緊急条件整備事業 | 4,438,000 |
| 構造用間伐材利用推進対策事業 | 95,320 |
| 間伐材等利用技術開発促進事業 | 164,951 |
| 育林用林業機械開発事業 | 197,140 |
| 木の香る環境整備促進事業 | 47,895 |
| (補正後の金額) | |

(4) 緑資源公団事業

ア 水源林造成事業

緑資源公団が分取林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に基づく分取造林契約の当事者となって、奥地水源地域の森林の水源かん養機能を高度に発揮するため、保安林及び同予定地のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等について、急速かつ計画的に森林を造成する事業で、原則として、事業費の2/3を出資金、残り1/3を財投借入金で実施している。

平成10年度においては、新植面積6,650ha、下刈4万7千ha、除伐2万7千ha、その他保育事業等を実施し、昭和36年度開始以来平成10年度末までの新植面積累計は41万haである。また、既植栽地において、複層林150haを整備した。

なお、分取造林契約の分取割合はおおむね公団50、土地所有者40、造林者10となっている。

イ 大規模林業圏開発林道事業

(ア) 幹線

豊富な森林資源に恵まれ、かつ、林野率が極めて高い山村地域において、林業を中心とする総合的な地域開発を推進するため、全国に7地域の大規模林業圏を指定し、林道網の枢要となるべき林道の開設、改良等を行う事業であり、基本的には事業費の2/3を国庫補助金、残り1/3を財投借入金で実施している。財投借入金の返済財源は関連道県の負担金及び受益者賦課金としている。

平成10年度においては、28路線、延長53kmを実施し、昭和48年度開始以来平成10年度末までに、全体計画29路線、延長2,097kmのうち延長1,014kmの開設・改良を実施した。

(イ) 支線

大規模林業圏の総合的な開発に資するため、既存の幹線と国道・県道・市町村道を連絡し、幹線林道ネットワークを形成する林道開設・改良を行う事業であり、平成3年度から実施している。財源については、本線と同様である。

平成10年度においては、3路線、延長4kmの開設・改良を実施した。

ウ 特定森林総合利用基盤整備事業（NTT-Aタイプ）

地勢等の地理的条件が極めて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない奥地山村地域において、林業の振興と同地域の活性化を促進するため、日本電信電話株式会社の株式の売払収入に基づく国の無利子貸付制度を活用して、森林空間を利用したスポーツ・レクレーション施設等の収益回収事業に密接に関連する林道の開設、拡張事業、造林事業及び保安施設事業を行う第3セクターに対し、必要な資金を無利子で貸し付ける事業で昭和63年度から開始している。

表6 平成11年度緑資源公団事業予算

| | (百万円) |
|---------------|--------|
| 水源林造成事業 | 61,050 |
| 国 費 | 42,450 |
| 政府出資金 | 41,325 |
| 政府補給金 | 1,125 |
| 財投借入金 | 18,600 |
| 大規模林業圏開発林道事業 | 27,716 |
| 国庫補助金 | 21,816 |
| 財投借入金 | 5,900 |
| 特定森林総合利用基盤整備 | |
| プロジェクト（NTT-A） | 120 |
| (補正後の金額) | |

第2節 森林資源の充実と森林保全

1 森林計画

森林は林産物の供給のほか、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全及び形成等多くの機能を有し、経済社会の発展につれてますますその重要性を増している。かつて森林は、ややもすると無秩序に伐採・開発され、その結果、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となってきた。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物需給の面で大きな混乱をきたすおそれもある。しかも、森林の造成は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易でなく、国民経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このようなことから、森林の取扱いは計画的かつ合理的に行なうことが肝要である。このため、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資するため森林法によって森林計画制度を設けている。

森林計画制度は昭和26年の森林法によって設けられ、以降、数次の改正を経ており、平成10年には、次のような見直しが行われた。

- (1) 間伐の促進のため、森林施業計画の認定要件に間伐に関する事項を追加
- (2) 公益的機能を重視した森林施業を推進するための特定森林施業計画制度の拡充
- (3) 森林整備のための市町村の役割の強化

現行の森林計画制度体系は、①農林水産大臣が林業基本法第10条の規定に基づいてたてる「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」に即し、かつ保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林について森林整備の推進に関する基本的事項を定めた「全国森林計画」(森林法第4条)、②都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区に係る民有林について地域的な森林の特性に応じた政策実施目標を設定するとともに、目標の達成の達成に資する森林施業及びそのための条件整備の方向づけを明らかにした「地域森林計画」(森林法第5条)、③森林管理局長が国有林について森林整備の方針を明らかにした「地域別の森林計画」(森林法第7条の2)、④市町村がその区域の民有林について地域の実情に即した森林整備を推進するための具体的な森林施業の規範等を明らかにした「市町村森林整備計画」(森林

法第10条の5) からなっている。また、森林所有者等が自発的意思に基づき自己の有する森林について5年を1期とする森林の施業に関する計画を作成し、市町村の長の認定を求める「森林施業計画」(森林法第11条、第18条) 等が措置されている。

(1) 全国森林計画

ア 全国森林計画の策定

現行の全国森林計画は、平成8年12月17日に閣議決定を経て策定され、平成9年4月1日から平成24年3月31日までをその計画期間とした計画である。

この計画では、水系等の自然条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案して定めた44の広域流域ごとに、森林整備の目標、伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めている。

イ 全国森林計画の概要

(ア) 基本的な考え方

a 適切な保育・間伐の実施、育成複層林施業の計画的な実施、天然生林の的確な保全・管理等森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林整備の推進を図る。

b 森林空間を様々に利用する森林の総合利用に対応した多様な森林資源の整備の推進を図る。

c 森林整備の展開基盤として、路網の整備の促進等生産、流通及び加工段階における条件整備を地域一体となって積極的に取り組む。

(イ) 計画事項

a 森林の整備の目標その他森林の整備に関する事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、重視する視点を「水土保全」「森林と人との共生」「資源の循環利用」とした森林整備の推進方向を明らかにするとともに、広域流域ごとに、計画期間において到達すべき森林資源の状態及び林道整備率(表7、8)を定めた。

表7 森林整備の目標

(単位：面積千ha、蓄積m³/ha)

| 区分 | 現況 | 計画期末 |
|---------|--------|--------|
| 育成単層林面積 | 10,434 | 10,246 |
| 育成複層林面積 | 675 | 2,380 |
| 天然生林面積 | 14,092 | 12,594 |
| 森林蓄積 | 139 | 165 |
| 林道整備率% | 44 | 66 |

(注) 1 現況については平成7年3月31日現在の数値である。

2 林道整備率とは、「森林資源に関する基本計画」の整備目標に対する開設延長の割合である。

b 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業別に、施業実施に当たっての技術指針、森林の保護・管理の方針を明らかにするとともに、計画期間における伐採立木材積、造林面積（表9、10）を定めた。

表8 伐採立木材積

(単位：百万m³)

| 区分 計画量 | 総数 595 | 主伐 368 | 間伐 227 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
|-----------|-----------|-----------|-----------|

表9 造林面積

(単位：千ha)

| 区分 計画量 | 人工造林 1,010 | 天然更新 1,684 |
|-----------|---------------|---------------|
|-----------|---------------|---------------|

c 特定施業森林の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために、複層林施業及び長伐期施業の特定森林施業を推進する森林の区域の設定方針及びその施業の基準を明らかにするとともに、伐採の方法を特定する森林等の指定基準等を定めた。

d 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

森林施業の効率的な実施に必要な林道の整備を計画的に推進することとし、その開設量（表10）を定めた。また、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、搬出の方法を特定する森林の指定基準等を定めた。

表10 林道開設量

(単位：千km)

| 区分 計画量 | 総数 57 | 基幹林道 18 | その他 39 |
|-----------|----------|------------|-----------|
|-----------|----------|------------|-----------|

e 森林の合理化に関する事項

合理的な森林施業の実施のための条件整備を図るために、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業の機械化の促進及び流通・加工体制の整備等についての取組みの方向を明らかにした。

f 森林の土地の保全に関する事項

森林の有する災害の防止、水源のかん養、環境の保全の維持増進が図られるよう、林地の保全に特に留意すべき森林の指定基準及び土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定めた。

g 保安施設に関する事項

公益的機能の発揮を確保するため、保安林の整備及び保安施設事業を実施することとし、保安林の指定計画面積及び保安施設事業の計画量（表11、12）を定めた。

また、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林についての整備の方針を明らかにした。

表11 保安林の指定面積

(単位：千ha)

| 総数 | 水源かん養のための保安林 | 災害防備のための保安林 | 保健・風致の保存等のための保安林 |
|-----|--------------|-------------|------------------|
| 706 | 273 | 294 | 138 |

表12 保安施設事業

(単位：千ha)

| 区分 計画量 | 山地治山 2,305 | 防灾林 59 | 水源地域 641 | 保安林 735 |
|-----------|---------------|-----------|-------------|------------|
| 造成 | 整備 | 改良整備 | | |

h 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、保健機能森林の設定、整備の方針等を定めた。

(2) 地域森林計画

ア 民有林の森林計画制度

地域森林計画は、全国森林計画に即して都道府県知事が5年ごとに樹立する10年計画であり、主として流域別に都道府県の区域を分けて定められた森林計画区ごとに、

- ① 機能別の森林の所在及びその整備の目標
- ② 伐採立木材積、造林面積、林道整備計画、保安林の整備・保安施設事業の計画
- ③ 市町村森林整備計画の規範としての森林施業及びその合理化の方向等を明らかにするものである。

平成11年度は、全国158の森林計画区のうち31森林計画区につき地域森林計画の樹立が行われた。

イ 国有林の森林計画制度

国有林の地域別の森林計画は、森林の流通管理システムを民有林・国有林の調整の下に一体的に推進するため、森林法の改正により法定化されたものであり、森林管理局が森林計画区ごとの国有林について5年ごとに樹立する10年計画である。

計画については、共通の森林計画区ごとに民有林と国有林との間で連携のとれた森林整備の目標等を明らかにするというこの計画の趣旨から、原則として民有林の地域森林計画の計画事項と同一となっている。

なお、国有林野の管理経営については、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）に基づき、農林水産大臣が全国森林計画と調和の図られたものとして管理経営基本計画を策定し、森林管理局が、同計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和が保たれたものとして地域管理経営計画をたて、これに従って行うものとされている。（参照： ページ）

(3) 市町村森林整備計画

市町村森林整備計画は、林業をめぐる厳しい状況に対処して、市町村が主導的な立場に立って、地域の実情に即した間伐、保育等の森林整備を進めるため、昭和58年の森林法の改正により「森林整備計画制度」として創設され、その後、平成3年の森林法の改正により名称を「市町村森林整備計画」として計画事項を拡充するとともに、要間伐森林の間伐等の促進を図るため、従来の勧告制度に加え、都道府県知事による分収育林契約の締結についての裁定制度及び施業実施協定制度が創設された。

平成10年の森林法改正により、市町村森林整備計画は間伐・保育等を中心としたものから、造林から伐採までの森林施業に関する総合的な計画へと拡充され、地域森林計画の対象となる民有林の存する全ての市町村が計画を策定することとされた。その他、森林施業計画の認定、伐採の届出の受理、伐採計画の変更・遵守命令、施業の勧告の権限が都道府県知事から市町村長へ委譲され、市町村が森林施業の推進全般について主導的な役割を担うこととされた。

市町村森林整備計画においては、

- ① 森林所有者等の行う伐採、造林、間伐及び保育の直接的な規範
- ② 森林施業の共同化の促進、林業従事者の養成・確保、林業機械の導入促進、作業路網等の整備等の森林施業の合理化に関する事項を明らかにすることとされている。

市町村の長は、個別の森林施業がこれに従って実施されるよう、伐採の届出の受理や報告徴収等を通じて施業の実施状況を把握し、森林所有者等に対する指導を行うほか、施業の勧告や伐採計画の変更命令等を行うことができるのこととされている。

特に、間伐・保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（要間伐森林）については、権利移転等の勧告等を行うことができることとされている。

また、市町村森林整備計画の達成の観点から、一団の森林の森林所有者等が、市町村の長の認可を受けて、森林施業の共同化及びそのために必要な作業路網等の施設の整備に関して協定を締結する施業実施協定制度が措置されている。

2 民有林治山事業の推進及び保安林制度

(1) 民有林治山事業の推進

ア 第九次治山事業七箇年計画

災害に強い安全な国土づくり、水源地域の機能強化、

豊かな環境づくりを基本方針とする、第九次治山事業七箇年計画(総額3兆7,700億円、うち治山事業2兆円、計画期間平成9～15年度)に基づき、11年度は、その2年度目として、当初3,186億円、補正628億円、公共事業等予備費109億円をもって事業を実施した。進捗率は61.7%である。(国有林治山事業を含む。)

表13 第九次治山事業七箇年計画の実績

(単位：億円)

| 区 分 | 第九次七箇年 計画額 | 11年度末実績 | 進捗率 |
|------|---------------|---------|-------|
| 治山事業 | 20,000 | 12,344 | 61.7% |

(注) 国有林治山事業を含む。

イ 事業実施の概要

11年度の民有林治山事業は、当初で事業費2,863億5,790万円(前年当初比99.8%)国費1,540億200万円(前年当初比101.2%) (表14) 補正で事業費118億2,000万円、国費60億2,400万円、公共事業等予備費で事業費47億4,120万円、国費27億円をもって実施した。

ウ 事業実施状況

(ア) 直轄事業

直轄治山事業は、継続21地区、直轄地すべり防止事業は、継続11地区において実施した。

調査事業は、山地保全調査、地すべり対策調査、治山事業積算基準等分析調査及び森林生態系を重視した公共事業の導入手法調査を実施した。

(イ) 補助事業

a 山地治山

荒廃地及び荒廃危険地等の実態を踏まえ、山地災害の未然防止を図るために、復旧治山事業、予防治山事業、森林土木効率化等技術開発モデル事業に重点を置きつつ、林地荒廃防止事業等を積極的に実施した。

b 防災林造成

海岸における飛砂等や風衝地における強風の害、豪雪地帯におけるなだれの害等の災害を防止するため海岸防災林、なだれ防止林、防風林及び土砂流出防止林の造成を計画的に実施した。

c 保安林整備

保安林の機能を維持強化するため、保安林改良事業を積極的に実施するとともに、特定保安林整備緊急治山事業、保育事業を計画的に実施した。

d 保安林管理道整備

保安林の有する公益的機能の高度発揮を図るために、治山事業の効率的な実施と保安林の適正な維持管理に資する保安林管理道の整備を計画的に実施した。

e 防災対策総合治山

表14 平成11年度民有林治山事業予算

| | | (単位：千円) | |
|-------------------------------------|-------|-------------|-------------|
| 事 | 業 | 費 | 国 |
| 直 輄 治 山 | 事 業 費 | 10,977,204 | 8,071,897 |
| 直 輄 地 す べ り 防 止 | 事 業 費 | 6,528,950 | 4,873,889 |
| 治 山 事 業 調 査 | 費 | 99,680 | 99,680 |
| 治 山 事 業 費 補 助 | | 221,673,628 | 107,179,534 |
| 山 地 治 山 | | 110,091,901 | 54,859,534 |
| 復 旧 治 山 | | 74,818,621 | 37,351,534 |
| 予 防 治 山 | | 32,663,841 | 16,259,000 |
| 森林土木効率化等技術開発モ デル | | 603,277 | 296,000 |
| 林 地 荒 廃 防 止 | 繕 繕 | 1,626,933 | 820,000 |
| 治 山 施 設 修 繕 | | 379,229 | 127,000 |
| 防 災 林 造 成 | | 11,089,003 | 5,574,000 |
| 保 安 林 整 備 | | 28,553,367 | 10,773,000 |
| 保 安 林 改 良 | | 6,983,961 | 3,431,000 |
| 特 定 保 安 林 整 備 緊 急 治 山 | | 733,716 | 360,000 |
| 保 安 育 育 | | 20,301,188 | 6,803,000 |
| 保 安 林 買 入 | | 534,502 | 179,000 |
| 保 安 林 管 理 道 整 備 | | 3,134,591 | 1,538,000 |
| 防 災 対 策 総 合 治 山 | | 30,039,032 | 15,160,000 |
| 水 源 地 域 整 備 | | 38,765,734 | 19,275,000 |
| 環 境 保 全 保 安 林 整 備 事 業 費 補 助 | | 20,116,383 | 9,895,000 |
| 治 山 等 激 甚 災 害 対 策 特 別 緊 急 事 業 費 補 助 | | 0 | 0 |
| 治 山 激 甚 災 害 対 策 特 別 緊 急 | | 0 | 0 |
| 地 す べ り 激 甚 災 害 対 策 特 別 緊 急 | | 0 | 0 |
| 国 有 林 野 内 治 山 事 業 費 補 助 | | 2,352,052 | 1,189,000 |
| 地 す べ り 防 止 事 業 費 補 助 | | 24,610,000 | 12,263,000 |
| 後 進 地 域 特 例 法 適 用 団 体 补 助 差 額 | | 0 | 10,430,000 |
| 合 計 | | 286,357,897 | 154,002,000 |

次の事業について積極的に実施した。

- (a) 地域防災対策総合治山事業は、山腹崩壊対策、土石流対策等を総合的に推進し、山地災害の未然防止を図り、生活環境基盤の整備に資するため、継続185地区、新規48地区について実施した。
- (b) 火山地域防災機能強化総合治山事業は、火山地域において、荒廃地等の復旧整備及び土石流等による山地災害の未然防止を図るため、継続3地区、新規1地区において実施した。

f 水源地域整備

次の事業について積極的に推進した。

- (a) 水源森林総合整備事業は、ダム上流等の水資源確保上重要な森林において、林床植生の整備等による森林整備と水土流出の制御に資するため、継続198地区、新規31地区について実施した。
- (b) 集落水源山地整備事業は、集落等の水源山地の森林を対象とし、荒廃森林の整備、治山施設の設置等を一体的に行い、水資源の確保と国土の保全に資するため、継続59地区、新規21地区について実施した。
- (c) 森林水環境総合整備事業は、良質な生活用水の確保・保全と併せ保健休養にも資するため、荒廃森林や水質保全施設とともに、地域の生態系を重視した渓

畔森林等を一体的、総合的に整備するため、継続53地区、新規9地区について実施した。

g 環境保全保安林整備

次の事業について積極的に実施した。

- (a) 生活環境保全林整備事業は、市街地等の周辺に存する水資源かん養、防災保安林を対象として、森林による良好な生活環境の保全・創出を図るため、継続130地区、新規41地区について実施した。

- (b) 自然環境保全治山事業は、自然環境の優れた地域等において、景観、生態系等に配慮し、森林の国土保全機能、自然環境保全機能等の高度発揮を図るため、継続36地区、新規4地区について実施した。

- (c) 環境防災林整備事業は、都市周辺の山麓部等において、山地災害の防止に加え、災害緩衝地としての役割を果たすとともに、緑豊かなうるおいのある環境の形成に寄与する、森林の防災機能と環境保全機能を併せ持つ森林の整備等を実施した。

- (d) 環境保全技術開発モデル事業は、自然環境の優れた地域等において、自然環境の保全・改善効果の高い工法等の開発普及を図るため、新規2地区について実施した。

h 治山等激甚災害対策特別緊急

平成11年度実施地区なし。

i 国有林野内補助治山

国有林野内の治山事業のうち、集落・公共施設等を直接保全する地域性の高いものについて実施した。

j 地すべり防止

人家及び公共施設等に係る地すべり発生危険地について、緊要箇所の地すべり防止工事を実施した。

(2) 保安林制度

森林は木材生産機能だけではなく、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の公益的機能を有している。保安林制度は、特にこれらの機能を發揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林を適正に保全・管理することを通じて、森林の有する公益的機能を高度に發揮させることにより、人々の安全で豊かな生活を確保することを目的とする制度である。

保安林の整備については、保安林整備臨時措置法(昭

和29年法律第84号)に基づき農林水産大臣が策定した保安林整備計画によって着実に推進され、11年度末現在における保安林面積は、実面積で8870千haと我が国の森林面積の約3割、国土面積の約2割を占めるに至っている。

しかしながら、最近における国土の開発、都市化の進展に伴い、山地災害の発生の危険性が高まっているほか、より小規模な山地災害の防備の必要性も増大してきており、さらに、良質な水の安定的確保、身近な緑の保全等に対する国民的要請は益々高まりをみせていている。

一方、期待される機能の低下している保安林が依然として存在している状況にある。

このような保安林に係る諸情勢を踏まえ、保安林の整備を緊急かつ計画的に進める必要があるため、平成6年4月に保安林整備臨時措置法の有効期限を15年度末まで延長し、これに基づいて全国の218流域ごとに定

表15 保安林の種類別面積（平成12年3月31日現在）

(単位：千ha)

| 所有形態 保安林種 | 国 有 林 | 民 有 林 | 総 数 | 対全保安林 比 率 (%) |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 水 源 か ん 養 保 安 林 | 3,291 | 3,096 | 6,387 | (72.0) |
| 土 砂 流 出 防 備 保 安 林 | 783 | 1,320 | 2,103 | (23.1) |
| 土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林 | 15 | 35 | 51 | (0.6) |
| 1 ~ 3 号 保 安 林 小 計 | 4,089 | 4,452 | 8,541 | (95.7) |
| | | | | |
| 飛 砂 防 備 保 安 林 | 4 | 12 | 16 | |
| 防 風 保 安 林 | 23 | 33 | 56 | |
| 水 害 防 備 保 安 林 | 0 | 1 | 1 | |
| 潮 害 防 備 保 安 林 | 5 | 8 | 13 | |
| 干 害 防 備 保 安 林 | 30 | 43 | 73 | |
| 防 雪 保 安 林 | 0 | 0 | 0 | |
| 防 霧 保 安 林 | 9 | 50 | 59 | |
| な だ れ 防 止 保 安 林 | 5 | 15 | 19 | |
| 落 石 防 止 保 安 林 | 0 | 1 | 2 | |
| 防 火 保 安 林 | 0 | 0 | 0 | |
| 魚 つ き 保 安 林 | 7 | 22 | 29 | |
| 航 行 目 標 保 安 林 | 1 | 0 | 1 | |
| 保 健 保 安 林 | 318 | 317 | 635 | |
| 風 致 保 安 林 | 13 | 15 | 27 | |
| 4 号 以 下 保 安 林 小 計 | 414 | 518 | 932 | (4.3) |
| | | | | |
| 総 数 (実 面 積) | 4,503 (4,209) | 4,970 (4,658) | 9,473 (8,867) | (100) |
| 國 土 面 積 に 対 す る 比 率 | (11.1) | (12.3) | (23.5) | |
| 全 國 森 林 面 積 に 対 す る 比 率 | (16.7) | (18.5) | (35.3) | |
| 所 有 別 森 林 面 積 に 対 す る 比 率 | (53.7) | (26.9) | — | |

(注) 1 各保安林種の面積は他種との重複指定を含んだ延べ面積を計上

2 合計欄の()は、重複面積を差し引いた実面積である。

3 表中の比率は、実面積比である。

4 国有林には、官行造林地及び林野庁所管以外の国有林を含む。

5 四捨五入のため内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

6 国土面積、全国森林面積は平成7年3月31日現在のものである。

める第5期保安林整備計画を6年度から4年間で策定、同計画に基づき計画的な保安林の整備を図ることとした。

このような中、11年度にとられた保安林に係る主な施策は以下のとおりである。

ア 保安林の指定・解除

第5期保安林整備計画においては、保安林の質的整備ときめ細かな配備を行うこととしているほか、新たな崩壊地等で、治山事業を施行する箇所等の指定調査及び有効期限満了になった保安施設地区についての保安林転換調査、利害関係者等から保安林の解除申請があった箇所についての解除調査等を実施した。

イ 特定保安林の指定

特定保安林は、保安林整備計画に基づき、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうちその区域内に造林、保育等の施業を早急に実施する必要があると認められる森林が存在するものについて指定するものであり、11年度は、前年度の保安林整備計画策定流域等において、7箇所を指定した。

ウ 環境保全型保安林の施設整備

保健保安林、風致保安林及び魚つき保安林の環境保全型保安林において、環境保全機能を高度に発揮させるための歩道、案内板等の施設の整備を11年度は全国24箇所で実施した。

エ 保安林の管理

民有保安林の管理については、前年度に引き続き、保安林における立木伐採許可申請等の処理、無許可伐採等の違反行為に対する監督処分、保安林標識の設置、保安林台帳の調製を行った。

また、保安林管理の適正を期すため、地番の一部が保安林に指定されているなど、地目が未更生の保安林について、保安林の適正管理に支障を来さないよう地目の更生を実施するとともに、保安林の境界が不明確で、管理上重要な保安林について、境界の点検調査を行い、境界の明確化を図った。

オ 損失補償

保安林等の指定に伴い発生する通常受けるべき損失を森林所有者に補償するため、11年度は、約6億3千万円の損失補償金を交付した。

カ 民有保安林の買入れ

国土保全上重要な水源かん養保安林等で、国が取得し、整備・管理を行う必要があると認められるものについては、保安林整備計画に基づき買入れを行うこととしている。

3 緑化の推進

近年、国民の森林に対するニーズは、国土の保全、水資源のかん養等の公益的機能の発揮に加え、心に安らぎや豊かさを与えてくれる身近な自然として、また地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収源・固定源の役割等多様化・高度化してきている。

このような中で国民のニーズに対応し、将来にわたり森林の多様な機能を持続的に発揮させるためには、山村や林業関係者の努力のみではなく、森林を国民共通の財産とし、国民各層がそれぞれ可能な手段をもって森林・緑づくりに取り組むとともに、技術的な視点に立った総合的・科学的取組が必要となっている。

林野庁においては、全国植樹祭等の緑化行事の開催や地域緑化活動を通じた国土緑化に関する普及・啓発、緑化技術の開発・普及、分収方式による森林整備の促進、国民参加による緑化活動等に対して補助を行っている。

(1) 國土緑化に関する普及・啓発

國土緑化運動は、戦後の荒廃した國土を復興するため、昭和25年に國土緑化推進委員会（現在の國土緑化推進機構）が発足して以来、國土の保全及び水資源のかん養並びに生活環境の緑化を図ることを目的に、國民あげての緑化運動として推進されてきている。

森林に対する國民の関心が多様化する中で、将来にわたって森林に対する國民の意識の醸成が図られるよう、平成11年度においては、次の事業に対して総額2,828万円を助成した。

ア 植樹運動の推進

國民の森林に対する愛情を養うとともに、森林資源の確保、國土保全、環境保全に寄与するため、國土緑化運動の中心的行事として、天皇皇后両陛下のご臨席のもと、毎年開催されている全國植樹祭の実施に対して助成した。

イ 地域緑化活動の推進

緑化推進活動をより広範且つ強力に展開するため、都市と山村住民が一体となり、地域の多様な要請に応えるべく、「みどりの週間」を中心とした地域の緑化活動に対して助成した。

ウ 育樹運動の推進

我が國における人工林の大部分が戦後に植栽されたものであり、森林に欠くことのできない育林の重要性を普及啓発するため、全國育樹祭は、昭和52年度から皇太子同妃両殿下をお迎えして開催されており、この開催に必要な経費等に対して助成した。

エ 学校林活動の推進

青少年の緑化活動への参加の拡大、主体的活動の促進及び啓発を図るため、学校林整備を推進するとともに、学校林を中心に行われている地域緑化活動を奨励する事業に対して助成した。

(2) 緑化技術の開発・普及

森林における生物多様性の発揮が重要な課題となるなど、森林に対する国民的要請が多様化・高度化する中で、緑化対策を技術的側面からより総合的・科学的に推進する必要がある。

そのため、平成11年度においては、次の事業に対し、総額4,562万円を助成した。

ア 水源林水情報提供事業

水源林の整備に係る国民の意識調査、情報提供の体系化、水源林の役割の普及啓発に対して助成した。

イ 都市近郊における水質浄化林造成のための技術開発

汚染の進んだ河川・湖沼の周辺に水質浄化機能の高い樹木の植栽及び木炭等による土壌改良を組み合わせ、低コストで高度の水質浄化機能を示す「水質浄化林」を創造する技術を実証的に開発するために必要な経費に対して助成した。

ウ 巨樹・古木林等保全管理推進事業

巨樹保護に関する新たな技術開発及び病虫害、気象害、土壤障害などの樹種別の治療マニュアルを開発し、成果を普及することにより、貴重な巨樹の効果的な保全を図るとともに、治療不可能なものについて、後継樹の育成などの保全対策を図るために必要な経費に対して助成した。

(3) 森林整備の促進

森林林業を巡る厳しい状況の中で、森林所有者自らの造成・整備が困難となっている森林の整備を促進し、また公益的機能を高度に發揮し得る多様な森林を整備するため、平成11年度においては、次の事業に対し、総額14,103万円を助成した。

ア 分収林整備促進事業

森林所有者自らの整備が困難になっている森林について、所有者に対し分収方式による森林整備の働きかけを行うとともに、森林整備に係る上下流協議会の開催及び費用負担者の募集等を通じた国民参加の森林づくり等を行う事業に対し助成した。

イ 森林整備受委託等促進事業

森林所有者の経営意欲が大きく低下し、所有者自らの森林造成が困難となっていることから、森林組合等が施業を受託する場合に必要となる短期運転資金の借入金利子について助成した。

ウ 分収林機能高度化推進事業

分収林の長伐期化、複層林化を促進するためのモデル事業を実施するとともに、一般国民等に対し森林整備に関する情報の提供等に対して助成した。

(4) 国民参加による森林整備の推進

森林の多様な機能の持続的発揮に向けた森林整備を進めていくためには、森林・林業関係者や公的セクターによる森林整備のみならず、広く国民参加による森林の整備を推進していくことが必要である。

このため、平成11年度においては、次の事業に対し、総額37,211万円を助成した。

ア 活動拠点の整備

国民参加による森林づくりの拠点として「みどり世紀の森」を整備するとともに、ボランティア団体、地方公共団体、地域住民の連携による活動計画の策定、作業器具の整備、普及啓発活動等を実施するのために必要な経費に対して助成した。

イ 森林づくりボランティア活動の促進

森林づくりボランティア団体等からなる「森林づくり市民・全国連絡会」が行う森林ボランティア活動に関する全国情報の受発信やボランティア活動歴の証明等に必要な経費に対して助成した。また、補正予算により、NPOが行う森林の整備活動等に対して助成した。

ウ 緑の保全技術普及・推進体制の整備

地域内の緑化の推進、樹木の診断や保護等のボランティア活動を行う「緑アドバイザー」を養成するための養成計画の作成、養成研修プログラムの開発、普及啓発教材の作成及び樹木医を講師とした研修会の実施等に必要な経費について助成した。

4 森林保全

(1) 森林病害虫等防除事業

森林病害虫等防除事業は、「森林病害虫等防除法」(昭和25年法律第53号、以下「防除法」という。)等に基づき、各種の防除措置を実施している。

特に、松くい虫については、昭和40年代後半から著しく増加した被害に対し、52年に「松くい虫防除特別措置法」を5箇年間の時限法として制定し被害の終息に努めた。しかし異常気象の影響等もあり、53年以降被害が激増したことから、57年に時限法の期限を延長するとともに、名称も「松くい虫被害対策特別措置法」(以下「特措法」という。)とする等の法改正を行った。

その後、被害量は減少傾向で推移したが、地域によっては拡大傾向であったほか、従来と異なる被害態様がみられるようになったため、62年に「特措法」の一部を改正し、その期限を延長した。その後、各種被害

対策の総合的な推進が図られ、被害量はピーク時の半分以下にまで減少したが、なお、毎年100万m³に近い異常な被害の発生をみたことから、平成4年に「特措法」の一部を改正し、期限をさらに5年間延長し、以来「特措法」等に基づき、「保全する松林」については、徹底した防除を行い被害の鎮静化を期することとし、その周辺松林については、樹種転換を促進するなど総合的な松林保全対策を推進してきた。

しかしながら、被害の終息を図るまでには至っておらず、今後とも、重要な松林を適切に維持していくためには、将来にわたって予想される被害の状況の変動に応じて、必要な防除措置をいつでも発動できるようにしておく必要があることから、「特措法」の期限切れに当たり、「特措法」に規定する松くい虫に対する特別措置の一部を「防除法」にとり込むこと等を内容とする「防除法」の一部改正を平成9年に行い、同法に基づき松くい虫をはじめとする森林病害虫等の被害の発生状況に的確に対応するための対策を総合的に実施しているところである。

また、シカ等による森林被害の増加に対処し、環境庁等と連携し、造林事業において野生鳥獣との共存にも配慮しつつ、森林被害防止のための施設の設置を行うなどの総合対策を進めている。

ア 11年度の予算の概要

11年度の松林保全対策に係る予算は、62億2,031万6千円(対前年度比83%)、うち森林病害虫等防除事業(松くい虫対策分)は、27億4,232万3千円(対前年度比93%)である。また、松くい虫以外の森林病害虫等対策に係る予算のうち森林病害虫等防除事業(その他森林病害虫等分)は、2億4,690万3千円(対前年度比83%)である(表16)。

イ 11年度の事業概要

(ア) 松林保全総合対策

a 保全すべき松林における的確な防除と健全化整備の推進

保全すべき松林において、被害のまん延防止に必要な特別防除、地上散布、伐倒駆除等を実施したほか、健全な松林の維持造成を図るために、被害木を含め不用木、不良木等の除去・処理を行う衛生伐等を実施した。

b 樹種転換の推進

保全すべき松林の周辺において松林の広葉樹林等への樹種転換を促進し、保全すべき松林の保護樹林帯の造成等を実施した。

c 地域の主体的な防除体制の整備

地域の実態に応じて森林組合連合会等を地域の主体的な被害対策を支援するための核(森林病害虫等防除

センター)として機能させ、被害監視、防除活動の推進を担う人材の育成、防除器具の貸付、被害・技術情報の管理・提供等の専門的支援活動を実施するとともに、地域住民、ボランティア等を含む地域が一体となった松林保全体制の整備を行った。

また、防除戦略上重要な松林において徹底した防除等を推進する体制の整備を行った。

d 被害防止技術の普及・開発の推進

マツノザイセンチュウに対する抵抗性のより強いマツの採種園の改良、接種検定用の生産施設等の整備による、抵抗性マツ苗木の供給体制の構築とともに、環境要因が松くい虫被害に及ぼす影響の調査、生物的防除方法等による総合的な防除技術の研究、環境要因が松くい虫被害に及ぼす影響及び松くい虫被害の防除戦略の策定手法の開発のための調査等を行った。

(イ) その他森林病害虫等被害対策

スギカミキリ、スギノアカネトラカミキリ等のせん孔性害虫をはじめとする松くい虫以外の森林病害虫及びシカ等の動物による森林被害の防除事業並びに森林の機能発揮と野生鳥獣との共存をめざした多様な森林の整備等を引き続き実施した。また、森林保全整備事業(造林関係)において、鳥獣害防止施設等整備等を実施した。

表16 11年度予算内訳

| | (千円) |
|-----------------------|------------|
| 国 費 | |
| 松林保全総合対策 | 6,220,316 |
| 〈非公共〉 | |
| 森林病害虫等防除事業 | 2,742,323 |
| (松くい虫対策分) | |
| 東北地方マツノザイセンチュウ抵抗性育種事業 | 8,670 |
| 松くい虫被害の生物的防除による総合的研究 | 5,017 |
| 抵抗性マツ供給実用化モデル事業 | 7,369 |
| 抵抗性マツ採種園改良事業 | 3,937 |
| 〈公共〉 | |
| 保全松林緊急保護整備事業 | 3,123,000 |
| 森林造成林道整備事業 | 330,000 |
| その他森林病害虫等対策 | |
| 〈非公共〉 | |
| 森林病害虫等防除事業 | 246,903 |
| (その他森林病害虫等分) | |
| 〈公共〉 | |
| 野生鳥獣共存の森整備事業 | 400,000 |
| 森林保全整備事業(造林関係事業) | 46,520,000 |
| －鳥獣害防止施設等整備－ | の内数 |

(2) 森林保全管理

ア 林野火災対策

(ア) 林野火災対策の現状

林野火災の発生状況について 6 ~ 10 年の年平均でみると出火件数 3,725 件、焼損面積 2,229ha、損害額約 16 億円、死者 24 人となっている。この損害額は直接的な損害であって、林野火災による間接的な損害、例えば復旧に要する費用や消火に要した人件費、さらに森林のものも公益的機能の損失等を見積もれば巨額なものとなる。

林野火災の発生が最も多い時期は 1 ~ 5 月となっている。この時期は概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となり、出火の危険性が高くなるためである。最近では森林レクリエーションの多様化に伴い、8 月の発生も増えている。また、林地開発等に伴う森林と住宅の近接化等による林野火災被害の危険性も増大している。

林野火災の出火原因についてみると、6 ~ 10 年の年平均によれば、たき火によるものが全体の 31% を占め最も多く、次いでたばこ 15%，火入れ 10% の順となっている。

(イ) 11年度の予算の概要

林野火災対策予算は林野庁及び消防庁において各々計上されており、このうち、林野庁予算としては一般会計、森林保険特別会計、国有林野事業特別会計に分かれている。その概要は表 17 のとおりである。

表 17 11年度林野火災対策予算

| | (千円) | |
|----------------|-----------|--------------|
| 一般会計 | 6,175 | 林野火災対策費 |
| " | 50,873 | 林野火災予防対策事業 |
| " | 1,150,000 | 防火林道整備事業 |
| " | 360,000 | 広葉樹林整備特別対策事業 |
| 森林保険 特別会計 | 34,200 | 森林灾害予防事業 |
| 国有林野事 業特別会計 | 83,231 | (山火事予防対策) |

(ウ) 11年度の事業の概要

a 全国山火事予防運動の実施等による予防意識の啓発

広く国民に山火事予防意識の啓発を図るため、春季(3月)に全国山火事予防運動を林野庁と消防庁の共唱で実施した。

また、林野火災の多発する時期である 1 ~ 5 月に山火事予防ポスター、列車広告等により防火意識の喚起を行った。

b 民有林においての火災対策

林野火災の予防及び効率的な初期消火を図るために、航空機による巡視、林野火災予防組織の育成、初期消火資機材の配備、地域住民等による予防活動の推進に

加え、林野火災の危険性が高い気象条件下における予防活動の強化を行うとともに、近年の林地開発等に伴う森林と住宅地の近接化等による家屋への延焼の危険性に対処するため、延焼防止に効果のある防火森林、防火林道を整備した。

c 国有林の火災対策

国有林野事業においては、国有林を火災の被害から守るために、職員をもって自衛消防隊を組織するとともに、地域住民に呼びかけて愛林組合等の組織づくりを促進するほか、林野火災の予防宣伝、消防用機材及び空中消火機材の配備、防火線の整備、林野火災予防のための巡回等を行っている。

イ 森林の保全管理対策

(ア) 森林パトロール等

林野火災等の森林被害を防止するため、流域を単位として森林巡回等を行う保全推進員の養成、地域住民・森林所有者等が自主的に取り組む保全活動の促進等森林保全管理体制の整備を地域の実情に応じて総合的に推進した。

(3) 林地開発許可制度

ア 制度の概要

乱開発を防止し、森林の土地の適正な利用を確保するため、昭和 49 年 5 月に森林法の一部改正が行われ、従来からある保安林制度に加え、保安林等を除く民有林を対象とした林地開発許可制度が同年 10 月 31 日に発足した。以来これにより開発行為の適正化を図ってきたが、国民生活の多様化、経済活動の高度化に伴い、森林を保健休養の場等として利用することに対する国民の期待が高まりを見せた。このため、森林の利用と保全との両立を図るために従来の制度の運用の改善が求められ、平成 2 年度には開発区域に残置すべき森林等の割合等の開発行為の許可基準の見直しを行った。

また、平成 3 年 4 月の森林法改正において、開発行為が及ぼす影響をより広域的な視点から考慮するよう、開発行為により森林の有する水害防止の機能が損なわれ、下流地域において水害を発生させるおそれがないことが許可要件として追加された。

(ア) 許可制の適用範囲

地域森林計画の対象となっている森林のうち、保安林等を除く民有林において 1 ha を超える開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為)をしようとする者は国又は地方公共団体等が行う場合等の例外を除き都道府県知事の許可を受けなければならない。

(イ) 許可基準等

開発行為の許可を受けようとする者はその行為をし

ようとする森林の所在地の都道府県知事に対し省令に定められた手続きにより申請を行う。

申請を受理した都道府県知事は原則として現地調査を行い内容を審査し、関係市町村長及び都道府県森林審議会等の意見を聴いた上で、

- a 周辺の地域に土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - b 水害を発生させるおそれがあること。
 - c 水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあること。
 - d 周辺の環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- のいずれにも該当しないと認めた場合には、許可をしなければならない。

(ウ) 監督処分等

都道府県知事は森林の有する公益的機能を維持するため、必要があると認めるときは無許可又は許可条件違反等の開発行為について、その行為の中止命令又は復旧命令を発することができ、無許可の開発行為を行った者又は前記の各命令に違反した者に対しては罰金を課すことになっている。

イ 許可制度の運用状況

最近の許可制度の運用状況についてみると、件数は減少傾向を示し、面積については昭和60年度以降増加傾向を示したが、平成5年度からは大幅な減少に転じている。

また、開発行為の目的別面積は、農用地の造成が減少し、一方で、ゴルフ場の建設が増加傾向を示していたが、これも5年度以降は大幅に減少している(表18)。

表18 11年度における林地開発許可制度の運用状況

| 区 分 | 許可処分 | |
|---------------------|------------|-------------|
| | 件 数 (件) | 面 積 (ha) |
| 開発行為の目的 | | |
| 工 場 ・ 事 業 用 地 の 造 成 | 67 | 343 |
| 住 宅 用 地 の 造 成 | 55 | 715 |
| 別 莊 地 の 造 成 | 2 | 21 |
| ゴ ル フ 場 の 設 置 | 7 | 142 |
| レ ジ ャ ー 施 設 の 設 置 | 10 | 52 |
| 農 用 地 の 造 成 | 61 | 254 |
| 土 石 の 採 堀 | 227 | 1,840 |
| 道 路 の 新 設 ・ 改 築 | 2 | 8 |
| そ の 他 | 50 | 192 |
| 計 | 481 | 3,567 |

(注) 1 面積は、土地の形質の変更に係る面積であって、開発区域内に存置する森林を含まない。

2 面積は、新規許可処分面積と変更許可処分に係る増減面積をえたものである。

5 林業山村の活性化

(1) 流域林業活性化対策

近年の林業をめぐる厳しい情勢の中で、林業生産活動及び森林の適正な管理を推進するためには、森林の有している諸機能が發揮される場である「流域」を基本的単位として、流域における関係者が、自主的に林業の活性化に取り組む必要がある。

このため全国158の流域において、これまでに森林・林業関係者等からなる「流域森林・林業活性化センター」及び「協議会」の設置、「流域林業活性化実施計画」の策定等の推進体制整備を行うとともに、個々の流域の取組を強化するため、流域内の事業量等に関する情報の収集・提供、上下流連携による森林整備を促進するための普及・啓発、木材を安定的に供給するためのあっせん等を行う事業を実施した。

(2) 山村の定住条件整備

ア 中山間地域林業山村活性化総合対策

山村等の中山間地域においては、生活環境整備の立ち後れ、過疎化、高齢化の急速な進行に伴う担い手不足等により、林業生産活動が停滞しており、森林の公益的機能の確保が困難になるとともに地域の活力が低下することが懸念される。このような情勢に対処するためには、総合的な対策を講じることにより、林業・山村の活性化を図り、活力と魅力ある地域づくりを推進する必要がある。

このため、耕作放棄地等の林地化に必要な土壤条件の改良等による、快適な森林空間の創出、景観保全等豊かな生態系を有する森林の整備の推進、品質の優れたしいたけなどの生産振興を図るための、原木栽培の省力化施設の導入の推進、林業集落等における林道の整備と一体的な用水施設、林業集落排水施設等の整備の推進、林業担い手の育成のための条件整備及び森林の多様な資源を活用した地域づくりの推進等の総合的な対策を実施した。

(3) 森林の新たな利用の推進

森林と人との豊かな関係を通じて循環型社会の構築に寄与する観点から、平成11年2月の中央森林審議会答申「今後の森林の新たな利用の方向—21世紀型森林文化と新たな社会の創造—」を踏まえ、森林の新たな利用を推進していく必要がある。

ア 今後の森林の新たな利用の方向

国民が森林の恵みを享受しながら、森林から環境との調和や資源の循環利用について学び、社会生活に活かしていくことによって持続的発展が可能な循環型社会の構築に資するとともに、森林や林業・山村の役割